

Z—70—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「J 1～J 7」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 国内に主たる事務所又は事業所を有する法人で外国にその事業が行われる場所を有するものについて、次の課税標準の算定方法について説明しなさい。

- (1) 所得割
- (2) 資本割

問 2 A氏は、妻B、娘C及び10名の雇用人とともに、N県において、個人で歯科医院を開業しているが、令和2年10月1日より、甲医療法人(事業年度1年)を設立して病院を経営する形に変更したいと考えている。

B税理士は、A氏から「甲医療法人設立前と設立以後では事業税に関してどのような違いがあるか。」という質問を受けた。B税理士はなぜそうなるかという理由も含めて説明したいと考えているが、どのように説明すべきか述べなさい。

なお、A氏に関する情報は次の【資料】のとおりである。

【資料】

- ・ A氏は、開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。
- ・ 妻Bは、A氏と同居しており、生計を一にしている。また、A氏の事業だけに従事している。
- ・ 娘Cは、A氏と同居しておらず、生計を一にしていない。また、乙医療法人にも勤務している。
- ・ A氏は、妻Bと娘Cに支払った給与について、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に期限内に提出している。
- ・ A氏は、社会保険診療と自由診療を行っている。
- ・ A氏は丙町内会に毎年10万円寄附しており、甲医療法人設立後についても、甲医療法人から寄附を続けて行う。
- ・ 上記以外に考慮すべき項目はない。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。)の第 32 期事業年度に係る事業税の中間申告納付額について、各県に納付すべき事業税の中間申告納付額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、前事業年度の事業税額に基づく方法及び仮決算による方法ではなく、前事業年度の課税標準額を基礎として算出する方法によって中間申告納付を行うものとする。

【資料】

1. 甲社の事業年度は毎年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 年間であり、甲社の第 32 期事業年度は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの 1 年間である。
2. 甲社は、A 県に本社、支社と工場を設けて製造業を行っていたが、令和 3 年 1 月 1 日に B 県に本社と工場を設けて製造業を行う乙株式会社(以下「乙社」という。)と、C 県に本社と倉庫 x、D 県に倉庫 y を設けて倉庫業を行う丙株式会社(以下「丙社」という。)を吸収合併(適格合併に該当する。)した。なお、合併後は製造業を主たる事業としてこれらの事業を併せて行っている。
3. 甲社の合併前の資本金の額は 300,000 千円であったが、令和 3 年 1 月 1 日の合併により、500,000 千円となった。
4. 甲社の第 31 期事業年度の確定申告書に記載した所得の総額は 600,000 千円であったが、令和 2 年 11 月 11 日に A 県知事よりその金額を 630,000 千円とする旨の通知を受けている。
5. 甲社の第 31 期事業年度の確定申告書に記載した付加価値額の総額は 1,020,000 千円、資本金等の額の総額は 312,000 千円であった。なお、これらについては、申告後において更正等は行われていない。
6. 乙社及び丙社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間である。
7. 乙社の資本金の額は 100,000 千円、丙社の資本金の額は 50,000 千円であった。
8. 乙社の令和 2 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までのみなし事業年度の所得の総額は 144,000 千円であり、その直前の事業年度の確定申告書に記載した所得の総額は 200,000 千円である。丙社の令和 2 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までのみなし事業年度の所得の総額は 99,000 千円であり、その直前の事業年度の確定申告書に記載した所得の総額は 126,000 千円である。

9. 乙社の各月末日現在の事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

事務所所在地	令和元年										令和2年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
本社 (B県)	35	35	35	35	36	36	34	33	33	33	35	35	
工場 (B県)	161	161	160	160	162	161	160	160	160	159	159	159	

(単位：人)

事務所所在地	令和2年									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
本社 (B県)	33	33	33	33	34	34	34	33	33	
工場 (B県)	160	161	161	160	162	162	162	161	160	

10. 丙社の各月末日現在の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

事務所所在地	令和元年										令和2年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
本社 (C県)	25	25	25	25	23	22	22	22	22	23	24	25	
倉庫 x (C県)	65	65	65	66	66	63	63	63	63	63	63	63	
倉庫 y (D県)	45	46	46	46	42	42	42	42	46	46	46	45	

(単位：人)

事務所所在地	令和2年									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
本社 (C県)	25	25	25	25	24	24	24	24	25	
倉庫 x (C県)	63	62	62	62	62	62	62	61	60	
倉庫 y (D県)	45	46	45	45	45	45	42	44	45	

11. 甲社の各月末日現在の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

事務所所在地	令和元年			令和2年								
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
本社 (A県)	105	105	105	105	103	102	102	102	102	102	102	100
支社 (A県)	20	24	24	26	25	24	22	22	23	23	23	24
工場 (A県)	121	121	122	122	122	122	122	122	123	123	122	122

(単位：人)

事務所所在地	令和2年			令和3年		
	10	11	12	1	2	3
本社 a (A県)	105	105	105	85	83	82
支社 b (A県)	20	20	20	12	11	(3)
工場 c (A県)	122	122	122	102	102	102
支社 d (B県)				35	35	44
工場 e (B県)				180	180	180
支社 f (C県)				13	(9)	
倉庫 g (C県)				65	65	66
支社 h (D県)				36	40	49
倉庫 i (D県)				45	45	45

(注) 1 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

2 B県の支社 d 及び工場 e は、令和3年1月1日の合併により、乙社の事務所等を承継したものである。

3 C県の支社 f 及び倉庫 g、D県の倉庫 i は、令和3年1月1日の合併により、丙社の事務所等を承継したものである。

4 A県の支社 b は令和3年3月3日に、C県の支社 f は令和3年2月22日に廃止された。

5 D県の支社 h は、令和3年1月3日に新設された。

6 A県の工場 c 及びB県の工場 e の従業者は、全て生産に関する業務のみを行っている。

12. 甲社の第31期事業年度終了の日現在及び令和3年3月31日現在における各県の事務所等の固定資産の価額は次のとおりである。

(単位：千円)

	令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在
A県	1,800,000	1,850,000
B県	—	1,280,000
C県	—	320,000
D県	—	450,000

13. 法人の事業税の税率は、A県では地方税法に定める標準税率の1.1倍、B県では同法に定める制限税率、C県及びD県では同法に定める標準税率を採用している。

14. 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 次の【資料】に基づき、A株式会社(以下「A社」という。)の第5期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. A社の第5期事業年度は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。
2. A社は、X県、Y県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設置して、損害保険業を行っている。
3. A社の令和3年3月31日現在の資本金の額は、次のとおりである。
資本金の額 2,000,000千円
4. A社の第5期事業年度の損害保険業に係る元受保険料等は、次のとおりである。

(単位：千円)

	元受保険料	支払再保険料	受取再保険料	再保険返戻金	解約返戻金
運送保険	340,000	4,700	3,300	800	3,500
船舶保険	700,000	900	4,200	700	6,800
航空保険	300,000	7,000	35,000	2,200	4,000
自動車保険	1,650,000	82,000	31,000	5,300	7,000
貨物保険	350,000	5,000	20,000	2,300	3,400
自動車損害賠償責任保険	522,000	2,000	21,500	1,500	5,000
火災保険	205,000	2,500	23,000	800	6,500
地震保険	350,000	4,000	25,000	1,600	8,500
盗難保険	105,000	500	7,000	200	100
傷害保険	302,000	2,100	30,000	1,600	3,000

5. A社の第5期事業年度における各月末日現在の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

区 分	令和2年									令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
X県 本社	120	120	120	118	118	(118)	—	—	—	—	—	—
m支店	32	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
Y県 n支店	18	18	18	22	25	28	33	33	34	36	39	39
o支店	—	12	12	12	12	10	8	(3)	—	—	—	—
本社	—	—	—	—	—	118	118	118	120	121	121	121

(注) 1 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

2 本社は、9月7日にX県からY県へ移転された。

3 m支店の各月の数値には、アルバイト5名を含んでいる。

4 n支店の各月の数値には、B社から出向している1名を含んでいる。

5 o支店は、5月11日に新設されたが、11月11日に廃止された。

6. 法人の事業税の税率は、X県では地方税法に定める標準税率の1.05倍、Y県では同法に定める制限税率を採用している。

7. 上記以外に考慮すべき項目はない。